

梶原幸告前監査委員の服務に関する100条調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

梶原幸告前監査委員の地方自治法第198条の3第1項に規定する服務に関する事項

梶原幸告前監査委員の地方自治法第198条の3第2項に規定する守秘義務に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び鳴門市議会委員会条例第6条の規定により議長と梶原幸告議員を除く20人の議員で構成する前監査委員の服務に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査費用

本調査に要する経費は、平成24年度においては10万円以内とし、平成25年度においては20万円以内とする。

平成25年3月22日

鳴門市議会